

平成26年4月1日より 入院医療費の計算方法が 変わります

入院医療費は、「包括評価(DPC)方式」になります

交野病院は、「DPC」という新しい医療費制度の対象病院となり、入院医療費の計算方法が変わります。従来の計算方法は、出来高計算でしたが平成26年4月より「包括評価」計算方式に変更となります。包括評価計算方式とは、一疾患ごとに薬・注射・検査・レントゲン・入院基本料等などの多くの診療内容の費用をまとめて評価する計算方式をいいます。



すべての患者さまに入院医療費が「包括評価(DPC)」計算されるのではなく、従来どおりの出来高計算の場合もあります。詳しくは医事課・入退院係までお問い合わせ下さい。
裏面にDPCに関するQ&Aを掲載しておりますのでお読み下さい。



～社会医療法人 信愛会 交野病院～

【包括評価制度(DPC)のQ&A】

Q: DPCってどういう意味ですか？

A: DPCとは「Diagnosis Procedure Combination」の略で、「診断群分類」という意味です。これは、日本で作成された医療費請求の方法で、病名や治療内容に応じた1日当たりの包括診療費を用いて入院期間に応じた医療費を包括的に計算します。その包括部分と医師などによる専門的な技術を要する項目を従来の出来高で評価しそれらを合計して医療費を計算します。

Q: なぜ計算方式が変わるのですか？

A: 当院は、厚生労働省の認めた一定の基準を満たす急性期入院医療を提供する病院です。このため新しい計算方式となります。

Q: DPCという計算方式により、医療費はこれまでとどのように変わるのですか？

A: 従来の「出来高払い方式」とは異なり、入院される患者さまの病気、病状をもとに、処置などの内容に応じて定められた1日当たりの定額の点数を基本に医療費を計算する新しい方法です。

1日当たりの定額の点数は、診断群分類(1572分類)と呼ばれる区分ごとに、入院日数に応じて定められています。また1日当たりの定額の点数に含まれるのは、薬、注射検査、レントゲン等で、手術、麻酔等については、従来どおり「出来高払い方式」で算定されます。

Q: DPCになると、診療費は高くなりますか、安くなりますか？

A: 患者さまの病名と診療内容によって1日あたりの医療費が決まるため、従来方式と比べて高くなることもあれば安くなることもあります。また、病院ごとに厚生労働省の定めた係数があるため、同一の病名や治療内容でも、病院によって医療費が若干異なる仕組みになっています。

Q: 医療費の支払い方法はどのように変わりますか？

A: 今までは月2回入院費のお支払いをお願いしておりましたが、4月からは月1回のお支払い(退院の時は退院時)に変更となります。

ただし、入院後、病状の経過や治療の内容によって、診断群分類が変更になった場合は、請求額が変動することとなるため、退院前等に前月までの支払額との差額の調整をさせていただくこととなります。あらかじめご了承ください。

Q: 高額医療費の取扱いはどうなりますか？

A: 高額医療費の取扱いに関しては、これまでと変わりありません。

Q: すべての入院患者さまがこの制度の対象になるのでしょうか？

A: 一般病棟に入院される患者さまは、すべてDPCの対象となります。例外として、診断群分類のいずれにも該当しない場合と以下の場合、従来通り出来高支払制度の対象となります。

- ・労務災害、公務災害、交通事故(自賠責)等の自由診療で入院された患者様
- ・入院後24時間以内に亡くなられた患者様
- ・生後7日以内に亡くなられた新生児の患者様
- ・治験の対象となった患者様
- ・高度先進医療の対象となっている患者様
- ・亜急性期入院医療管理料の対象となっている患者様

